

感染症治癒による登校許可証明書について

下記の病気は学校保健安全法で学校感染症に定められております。児童・生徒がこれらの感染症に罹患した場合、出席停止となり、医療機関にて下欄の「登校許可証明書」に証明を受け、登校時に提出しなければなりません。なお、出席停止期間は登校許可証明書の提出により、欠席にはなりません。

高輪中学高等学校

学校において予防すべき感染症

第1種	エボラ出血熱 ^{しゅっけつねつ} クリミア・コンゴ出血熱 ^{しゅっけつねつ} 痘そう マールブルグ病 ペスト 重症急性呼吸器症候群（病原体 SARS コロナウイルスに限る） ラッサ熱 ^{きゅうせいがいはいくずいえん} 急性灰白髄炎（ポリオ） 南米出血熱 ジフテリア 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスで H5N1 であるものに限る） 中東呼吸器症候群 指定感染症 新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） ^{ひやくにちぜき} 百日咳 麻疹（はしか） ^{りゅうこうせいじかせんえん} 流行性耳下腺炎 ^{ふうしん} 風疹 ^{すいとう} 水痘 ^{いんとうけつまくねつ} 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る） 結核 ^{けつかく} 髄膜炎菌性髄膜炎 ^{ずいまくえんきんせいずいまくえん}
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157) ^{ちようかんしゅっけつせいだいちようきんかんせんしやう} 流行性角結膜炎 ^{りゅうこうせいかくけつまくえん} 急性出血性結膜炎 ^{きゅうせいしゅっけつせいかくけつまくえん} コレラ ^{さいきんせいせきり} 細菌性赤痢 ^{ちようれんきんかんせんしやう} 腸チフス ^{かんえん} パラチフス ^{あしくちびやう} その他の感染症 ^{でんせんせいこうはん} （溶連菌感染症・ウイルス性肝炎 ^{りゅうこうせいおうつげりしやう} ・手足口病 ^{かんせんしやう} ・りんご病 ^{りゅうこうせいおうつげりしやう} （伝染性紅斑） ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症 ^{かんせんしやう} ・流行性嘔吐下痢症など

登校許可証明書

中学・高校 年 組 氏名 _____

上記の者の病気は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

病 名 _____

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

その他の指導事項 _____

令和 年 月 日 医療機関名 _____

医師氏名 _____

※担任はコピーを保管し、原本を保健室へ提出すること